

恵庭市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月23日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第20号

恵庭市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第2条 条例第5条第2項に規定する写しの作成に要する費用及び送付に要する費用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 用紙1枚につき次に定める額（用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。）

ア 白黒コピー 10円

イ カラーコピー 20円

ウ その他 実費相当額

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法



第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付
情報により納付する方法

(3) 現金により納付する方法

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(恵庭市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 恵庭市個人情報保護条例施行規則（平成9年規則第1.9号）は、廃止する。

